

ワークライフバランス・福利厚生

財務省税関においては、職員が仕事と子育てを両立し、ワークライフバランスを実現するための各種支援制度が整備されています。また、子育てに奮闘する職員から、制度を活用した経験について紹介します。

勤務条件・福利厚生等

初任給

- 学部卒(大卒程度試験) 249,640円
- 大学院卒(大卒程度試験) 274,120円
- 大学院卒(院卒程度試験) 277,720円

地域手当及び本府省業務調整手当を含む。 ※令和6年4月実績

諸手当

扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当・勤勉手当(ボーナス)、住居手当、地域手当、本府省業務調整手当 等

勤務時間

- 7時間45分/日(38時間45分/週)
- ※フレックスタイム制の利用可

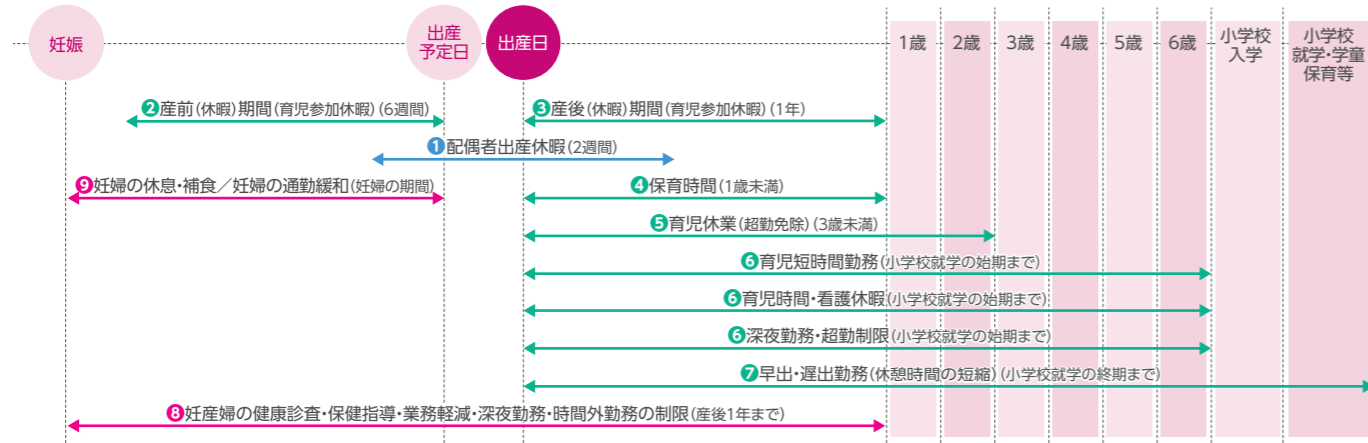
休日休暇

- 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 年次休暇(年20日、採用の年は15日)
- 夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇 等

福利厚生

診療所/各種共済制度(医療給付、出産等に伴う手当金の給付、育英資金や住宅資金の貸付事業、年金事業、宿泊施設 等)

仕事と子育ての両立支援



対象男女	No.	両立支援制度	取得可能期間
●	1	配偶者出産休暇	入院等の日から出産の日後2週間(2日の範囲内)
●	2 3	男性育児参加休暇	産前6週間(多胎妊娠は14週間)、産後1年までの期間のうち5日の範囲内 ※産前期間は小学校未就学の子を養育する場合に限る
●	2 3	産前・産後休暇	産前6週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間までの期間
●	8	妊産婦の健康診査・保健指導	生後1年に達しない期間
●	8	妊産婦の業務軽減	生後1年に達しない期間
●	8	妊産婦の深夜勤務・時間外勤務の制限	生後1年に達しない期間
●	9	妊婦の休息・補食	妊婦の期間
●	9	妊婦の通勤緩和	妊婦の期間

対象男女	No.	両立支援制度	取得可能期間
●	3 4	保育時間	生後1年に達しない期間
●	5	育児休業	子が3歳に達するまでの期間
●	5	超過勤務免除	子が3歳に達するまでの期間
●	6	育児時間	小学校就学の始期に達するまでの期間
●	6	育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの期間
●	6	深夜勤務・超過勤務制限	小学校就学の始期に達するまでの期間
●	6	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの期間(年5日の範囲内) ※対象となる子が2人以上の場合は年10日
●	7	早出・遅出勤務	小学校就学の終期までの期間 ※小学校に就学している子については、放課後児童クラブ等に通う子を迎え又は送りに行く場合に限る
●	7	休憩時間の短縮	小学校に就学している子については、子の送迎のため住居以外の場所へ赴く場合に限る

育休取得経験の職員



井上 麻里

INOUE Mari

関税中央分析所
分析調整官
【平成22年度入省 理工】

育休取得経験者



小林 諒

KOBAYASHI Ryo

神戸税関 調査部
統括調査官(調査第1部門担当)付調査官
【令和2年度入省 法律】

育休取得経験者



二度の職場復帰を経て

現在、2歳と4歳の子供がいます。第一子の際は近隣の保育園の空き状況から生後半年で職場復帰しましたが、やっぱりもっと一緒に過ごしたいと、第二子の際は1年長く育児休業を取得しました。子供たちとより長く一緒に過ごしたことで、第一子の復帰の際と比べて、現在はより仕事に打ち込めるように感じています。

両立支援制度には色々ありますが、第一子の職場復帰の際はまだ授乳中でしたので、1歳になるまでは保育時間を取得しました。また我が家は夫も国家公務員で、当時は職場配置の都合上、夫が育児時間を取得し、保育園の迎えなどを行っていました。実はこの影響は大きく、夫が一人で子供の面倒を見る時間が増えたことにより育児の大変さを共有できたことが、今も仕事を続けるうえで大きな助けとなっています。なお、国家公務員は男性の育休にも力を入れており、夫も第一子の際は1か月、第二子の際は約9か月の育児休業を取得しました。

また、第一子の職場復帰後も現在も、フレック

ス制度をフル活用しています。普段は保育園に送ってから10時頃出勤しますが、テレワークの日は通勤時間分早く勤務を開始し、保育園から帰宅する子供たちと一緒に夕食を取ったりお風呂に入ったりしています。また、業務の都合で出勤時間を早めることも、より遅くすることもあります。

どの両立支援制度も関税局・税関のすべての職場で心置きなく使えるかという周囲の心持が追いつかない部分もありますが、昔と比べると共働き世帯の増加に伴い「先輩パパ」が増えたことで、職場における子育てへの理解は高まっていると感じます。第一子の復帰後は関税局でも1年勤務しましたが、子供にできるだけ負担がかからないようにと帰宅時間にはかなり気遣っていたのですが、また第二子の復帰後は、登園渋りにより遅刻や休暇が続き心苦しく思うこともありましたが、「うちも登園渋り多かつたよ。大変だよな」と複数の方に声をかけていただき、大変助けられました。

関税局・税関に総合職で採用され、働きながら子育てしている女性は年々増えています。仕事も家族も大事にしながら、皆さんと一緒に働くことを楽しみにしています。

子育てを通じて得た学び

私は昨年に長女が生まれ、約1か月の育児休業を取得しました。育児休業の取得にあたっては、子育てをされている多くの先輩職員に倣って、私も子供が生まれた際には育児に専念する機会を設けたいと考えていました。実際、直属の上

司に相談した際にも「ぜひ育児に専念してほしい」と強い後押しをいただきました。

育児休業の間は、とにかく勉強の毎日でした。日々、トライ&エラーを繰り返しながら、ミルクの作り方、おむつ替え、沐浴の方法などを学んでいきました。一方で、連日の激しい夜泣きに対しては、ミルクを与えても、抱っこをしても泣き止んでももらえず、手も足も出ないこともありました。子育てをされている方々はこんなにも苦勞されているのかと、「目から涙」が止まらない我が子の隣で、私自身は「目から鱗」でした。

職場に戻ってからは、日々の業務に対する時間の使い方を見直しました。業務に対する優先順位を付けて効率的に取り組む、年次休暇を1時間単位で活用するなど、平日も可能な限り子育ての時間を確保するよう努めています。妻や

子供と一緒に過ごす時間が仕事に対する意欲の向上に直結することで、厳しい課題にも粘り強く挑戦できるようになりました。

家族や職場の手厚いサポートもあり、安心して子育てに専念できたからこそ、職場の内外問わず多くの学びを得ることができました。また、仕事で100%の力を発揮するためには、家族と過ごす時間は必要不可欠だと改めて実感しました。財務省税関では、仕事と子育てに関する両立支援制度が充実しており、職員一人一人のライフスタイルに寄り添った働き方が実現可能です。少しでも興味を持たれた方は、ぜひ財務省税関に足を運んでみて下さい。

